

環太平洋経済連携協定 (TPP) と日本農業

菅首相は、10月初めの衆参両院本会議で、唐突にもTPPへの「参加の検討」を表明した。しかし、その後、国民的な議論がなされないままの「参加の検討」に対して、農林漁業団体、消費者団体をはじめ、地域経済への深刻な影響を危惧する全国町村会等からの反対・撤回の声が高まり、また与党内においてすらも拙速すぎるとの批判が噴出した。このため、政府は参加・不参加には踏み込まず「協議の開始」とするTPPに関する基本方針の変更せざるを得なくなった。

TPPは、これまでわが国が12の国・地域と締結してきたFTA(自由貿易協定)・EPA(経済連携協定)とは異なり、「協定」発足時に関税の80%を即時に撤廃、残り20%は10年間で段階的に撤廃し、例外は認めない(EPA等では、10%部分は重要品目として例外・除外扱い、WTOルールにも適合)というものである。また、貿易品に限らず、サービス貿易、投資、知的財産、人の移動等の規制緩和を含む高水準の包括的協定であることから、国民生活に対しても甚大な影響は避けられないとみられている。

例外なき関税撤廃ということになると、農業面でいえばこれまで重要品目として例外扱いされてきた米、小麦、畜産物、砂糖等を含め、日本農業は壊滅的な影響を受けることが予想されている。ちなみに、農水省が行ったTPP参加による農業への影響試算(主要19品目の関税を直ちに撤廃、その対策を講じない場合)では、農業生産は4兆1千億円の減少、関連産業を含めGDPは7.9兆円の減少、自給率(供給熱量ベース)は40%から14%に低下、農業の多面的機能の損失額3兆7千億円、さらに就業機会340万人程度の減少、とされている。

一方、内閣府や経済産業省からは「参加」のメリット、「不参加」のデメリットが強調された試算も出されているが、いずれにしても農業への甚大な影響は共通している。また、財界等からは「乗り遅れるな」「このままでは国際競争力が低下」といった大合唱が起きつつあるが、外需中心の経済を続けければ、国際競争力についてもこれまで経験してきた円高とのイタチごっこの感も否めない。首相は一層の市場開放と農業振興を両立させるといおうが、農政の柱となっている「戸別所得補償制度」やその他財政的支援を以ってしてもそれは極めて困難と言わざるを得ない。

最大の問題は、これまでの貿易交渉において、各国の事情や食料の安全保障を相互に認め合い、EUやアジア諸国等との間で築き上げてきた「多様な農業の共存」をかなぐり捨て、自ら食料安全保障を放棄することにある。また、国内農業政策では、本年3月の新しい「食料・農業・農村基本計画」で、2020年までに食料自給率を50%にまで引き上げると国民に約束したばかりである。整合性に欠け、明確な国のあり方を示さないままのTPPへの「暴走」は、取り返しのつかない禍根を残すことになり兼ねない。

(財)農村金融研究会 木原 久

本号の目次

環太平洋経済連携協定 (TPP) と日本農業 (木原 久)	1
時評 TPPと17年間の総括 (原 耕造)	2
第98回研究会報告 (2010.11.24)	5
国際会計基準と協同組織金融機関 (田中 弘)	
2010年度先進業務事例視察報告 (生澤 博、岩上哲也、中原純一)	8
第99回研究会のお知らせ / 第100回研究会記念シンポジウムのお知らせ	12

2010年12月発行【編集・発行者】協同金融研究会(事務局長・小島正之)

〒102-0083 千代田区麹町3-2-6 麹町本多ビル4B 日本福祉サービス評価機構気付
電話&Fax 03-3262-2260 URL: <http://www.co-op.or.jp/ccij/>

TPP と 17 年間の総括

特定非営利活動法人生物多様性農業支援センター
(略称 B A S C) 理事長 原 耕造

ガットウルグアイラウンド交渉と酷似

現在、問題になっている T P P、正式な名称は環太平洋戦略的経済連携協定で、日本が参加した場合の国内農業が受ける打撃と、参加しない場合の経済界の損失が議論の中心となっている。貿易自由化によって影響を受けるのは農業だけではないが、表面的には国内農業の保護と貿易の自由化が対立軸になっている。議論の中には農村の多面的機能の損失の試算や経済成長による税収増で農業の所得補償は賄えないという議論まで様々ある。しかし、これまでの議論の展開や農業団体や国会議員の動きを見てみると 1993 年のガットウルグアイラウンド交渉と酷似していることに気が付く。

1993 年の日本の選択

1993 年「米を一粒たりとも入れない」というムシロ旗を立てて交渉した結果はどうなったのかを検証してみたい。当時は関税引き下げによって国内米価が影響を受けないようにして、国内農業を保護することが目的ではなかったのか。高率関税を維持する代わりにミニマムアクセスの受け入れをしたのではなかったのか。1993 年の選択には「米価下落」というシナリオは無かったと思う。

しかし当時のシナリオでは下がらないはずの米価が、22000 円から今年は 12000 円に半減している。更に保護したはずの国内農業の指標は 1993 年以降の 17 年間で大きく変化している。維持されなければならない米の生産目標数量は 17 年前の 900 万トンから今年は 800 万トンに減っている。減反面積も 17 年前の 67 万 ha から今年は 100 万 ha へと拡大している。更に国内農地では、耕作放棄地が 17 年前の 20 万 ha から今年は 40 万 ha と倍増している。耕作放棄の原因は高齢化、価格低迷、耕作受託者の不在、減反の不作付け等である。これらの数字は単に食事の多様化による米消費の減少という言葉で片付けられて良いのか。17 年前の日本の選択は、日本の稲作農家と農地を守るはずであった。しかし、17 年間の歴史はそれを証明していない。

【17 年間の国内農業の指標】

年度	米価/60kg	米生産量	減反面積	耕作放棄地	MA 米
1993 年	22000 円	900 万トン	67 万 ha	20 万 ha	40 万トン
2010 年	12000 円	800 万トン	100 万 ha	40 万 ha	80 万トン

17 年前と同じ構図の議論

このような事実がこの 17 年間に起きているのに、何故、ガットウルグアイラウンド以降の 17 年間の総括をしないのか。更に、これは米価の問題だけでなく、日本の経済全体の問題として失われた 17 年の総括をしていないのではないのか。当初から判断が間違っていたのか。当初は間違っていなかったが、その後判断を間違えたのか。どこで判断を間違えたのか。誰が判断を誤ったのか。1993 年以降、世界の情勢は大きく変化してきたにもかかわらず、何故、変化に対応できなかったのか。これらの疑問に明確な答えを出す人を私は知らない。

しかし今回の T P P 参加議論は 17 年前と同じ構図で行われている。農業団体は 17 年前と同じ絶対反対路線に固執し、過去の総括をしていない。経済界は自由貿易の障壁になっているものが農産物以外にあることを知りながら、農業を悪者にして強行突破を図ろうとしている。そして韓国がアメリカや E U と F T A を締結したことによって、自分たちの会社が国際

競争に乗り遅れることだけを心配している。国会議員はTPP参加反対グループを結成したが、「TPPに反対している国会議員は日本の水田を守ろうとしているのか、自分の票田を守ろうとしているのか、どっちなんだ」と自民党の国会議員に新聞に書かれている始末である。国は「食と農林漁業再生推進本部」を発足させ、来年6月までに農業の競争力強化のための基本方針策定のための議論を始めた。

しかし推進本部の議論には17年間の総括が無く、議論の焦点が明確になっていない。1992年のECのCAP改革とブレアハウス合意の背景と、その後のEU統合とEU経済の発展と改革CAP政策の関係、1997年の韓国のIMF支援を仰いだ経済危機と親環境農業政策とその後の経済発展の関係、これらの分析と日本の17年間の総括をしない限り、また同じ過ちを犯す恐れがある。

17年前に国民に的確な情報を提供できなかったマスコミは、今回もまた以前と同様に国民に正しい情報を与えておらず、この国の将来を左右する問題に国民はまたもや議論の外に置かれている。

1992年までのECのCAP政策

ここでもう一度、当時のガットウルグアイラウンド交渉のなかで何が議論になっていたのか検証してみたい。

1970年代までは世界の食料問題は飢餓の原因としての食料生産不足の問題だったので、農産物は東京ラウンドまでは殆ど多角的貿易交渉の対象にならなかった。しかし1980年代に入ると飢餓の問題が生産不足の問題ではなく通商問題であることが分かってきた。つまり食料生産は過剰傾向にあるが、発展途上国に必要量が支払い可能価格で回ってゆかないという状況であり、自由貿易の大きな問題であるという認識となった。

一方、ECはCAP政策によって1980年代以降、食料輸入国から食料輸出国に転じ、域内生産量の増大とともに大きな財政負担を抱えていた。CAP政策とはEC域内農産物価格を世界価格の変動から隔離する政策であった。ECは毎年、設定する農産物ごとの「目標価格」を輸入課徴金(国境措置) 買い上げによる価格介入(国内支持) 輸出払戻金(補助金)によって維持していた。国境措置は1970年代前半から様々な品目でアメリカと紛争を引き起こし、通商法301条による報復措置とガット提訴が続いていた。国内支持は生産奨励的性格が強かったので域内では森林の農地化と化学肥料による環境破壊を引き起こした。更に域内生産の増加対策として実施された減反政策も効果が少なく、1991年当時のECの在庫状況は「牛肉やバターの上、牛乳やワインの海」と呼ばれていた。補助金は過剰在庫問題が原因で1980年代から顕著になり、これに対抗するアメリカの補助金付き輸出とともに世界の農業市場を歪めていた。

17年間の日本の農業政策

17年前のCAP政策を検証していると現在の日本の農業政策と殆ど同じであることが分かる。CAP政策の基本はEC域内農産物価格を世界価格の変動から隔離する政策であり、現在の日本の米政策も世界の自由貿易市場からの隔離政策である。

1995年の食糧法の改正以降、米の「国内目標価格」は設定していないが、市場価格の暴落に対する補填金を農業団体が要求する構図は変わっていない。輸入課徴金(国境措置)については778%の関税を維持するためにミニマムアクセス米を倍増させており 買い上げによる価格介入(国内支持)については市場価格が暴落したときに政府の買い入れ数量による調整を実施しており 輸出払戻金(補助金)については輸出補助金は付けていないがODAの無償援助を実施している。

このように1993年以降、米に対する政策の基本的姿勢は変えていないが1995年の食糧法によって情勢は大きく変化した。

食糧法という法律は規制緩和という名の下に実施された農業分野での政策であるが、これが1993年の基本政策に大きな影響を与えた。規制緩和という名の市場原理主義の導入はグローバルスタンダードとセットで導入され、自由貿易市場からの隔離政策とは相容れないもの

であった。しかし日本の産業界全体の構造改革に農業分野だけが例外というわけにはいかなかった。国による市場管理は規制緩和の対象となり、食糧法により国から民間への移行という市場原理主義導入に抵抗できなかった。その結果、食糧管理法による「価格統制」を骨抜きにしてしまい、米価の長期低落の原因となった。その後、霞ヶ関を中心としてEUのCAP改革を手本とした農業構造改革への試行は続いたが、政府と霞ヶ関と農業団体のタスキがけ構図から脱却できずに今日に至っている。

【17年間の農業政策】

	項目	構造改革の視点
1993年	ガットウルグ・アイラウトの合意 ミニマムアクセスの受け入れ	価格政策に固執 高率関税の維持(778%)
1994年	新農業政策	構造改革の挫折
	ガットウルグ・アイラウト対策費の支出 6兆1千億円	農業以外に流用 構造改革に利用されず
1995年	食糧法	価格統制の解除
2000年	中山間地対策	地域政策と直接支払の開始
2007年	経営安定対策	農業構造改革の一環
	農地・水・環境保全向上対策	地域政策の一環
2010年	戸別所得補償対策	本格的直接支払の開始 地域政策の欠如

ECのCAP政策の社会的背景

現在、TPPの議論のなかではGDP比率の低い農業を保護することの是非が問われているが、1992年当時のECの社会的背景を理解しなければならない。当時のECは9カ国から11カ国に拡大しつつあったが、まだベルリンの壁は崩壊しておらず、東欧諸国等もECに参加していなかった。総人口に対する農民人口比は1960年の21%から1986年は8%であり、GDPに占める農業生産比は1970年の5.4%から1989年の3.4%へとマイノリティであった。

このような社会的背景のなかで、ECはCAP改革を経てブレアハウス合意に至り、没落のヨーロッパからの脱出に成功した。

日本も食と農林漁業再生推進本部で17年間の総括をして、マイノリティの産業政策の議論ではなく、国民の命と健康と財産を守る議論を展開して欲しい。



国際会計基準と協同組織金融機関

神奈川大学経済学部教授 田中 弘

なぜ世界中の会計基準を統一するのか コンバージェンスからアドプションへ

世界の会計基準を統一して、各国で作成する財務諸表が比較可能なものにしようという発想から「世界標準としての会計基準」が提案され、各国の会計基準を調和化しようとして「会計基準のハーモナイゼーション（調和化）」が模索され、最近ではそれを一層推し進めるための企画として国際的会計基準と各国基準のデコボコを均すための「コンバージェンス（収斂）」が推進されてきた。

現在は、欧州を中心にして（特に、EU 各国が使う共通の会計基準として）開発されてきた「国際会計基準（IFRS）」と各国の会計基準とのコンバージェンスから、各国が IFRS を自国の基準として採用する「アドプション（自国の企業への強制適用）」の段階に入ってきた。現在、世界の 110 を超える国・地域が IFRS を、何らかの形で自国企業に適用しているといわれている。

包括利益は何を狙っているのか 「物づくり」ができない英米の世界戦略 当期純利益は「物づくり」の利益

これまでの世界の会計は、製造業や流通サービス業を想定して、その年の売上高（収益）からその年に使った費用を差し引いて、残りがあれば利益とする会計方式であった。企業の努力（使った費用で測定される）とその成果（収益の額で測定される）が「当期純利益」として報告される。

この方式は、年間を通して安定的な事業を営み、中長期にわたって継続的な経営を続ける企業、たとえば、「物づくり」の国である日本や欧州・アジアの諸国の会計として最もふさわしい。

ところが、世界の最強国である米国が、「物づくり」の国から脱落してしまった。20 年ほど前までは、米国の企業が稼ぐ利益の半分は製造業であったが、いまでは、それが 3 割にまで落ち込んでしまっている。製造業の衰退は、米国の自動車産業を見ればよく分かる。今では、米国企業は軸足を「物づくり」から「金融」に移し、全企業の利益の 3 割強を金融業が稼いでいるという。

キャッシュ・フローの裏付けのない評価益

金融業は手数料ビジネスであるから、物づくりと違って、収益（売上高）から費用を支払って、残りが出れば利益という計算ではほとんど利益がでない。米国では四半期報告であるから、3 カ月ごとにグッド・ニュースを流さなければ高株価経営が続けられない。その結果、目を付けたのが時価を使った「評価益」であった。時価をうまく使えば、四半期でも半期でも、思い通りに利益をひねり出すことができる。汗水流して、智慧の限りを尽くして、日に夜を注いで「物づくり」に悪戦苦闘せずとも、デリバティブなどを駆使して、コンピューター上の数字をちょっと変えるだけで巨万の富が転がり込んでくるのである。

IFRSは「企業の買収価格」「わが社の身売り価格」を計算するもの

IFRSの清算価値会計

国際会計基準が目指している世界は、企業の資産・負債をバラバラに切り離して処分したときの価値、「即時処分価値」あるいは「清算価値」の計算・表示である。そこでは、本業のもうけを示す営業利益も今年のもうけを示す当期純利益も「邪魔もの」でしかない。一度減損処理して出した減損損失も資産を取り巻く状況が変われば「戻し入れ」（過年度に計上した損失を取り消して利益に戻し入れること）を行うのも、資産の処分価値が上昇したのであるから当然の処理ということになる。

負債の時価評価には一般の経済感覚からはまったく説明のつかない現象（「負債時価評価のパラドックス」という。があることはよく知られているが、国際会計基準が目指す清算価値会計では、企業が抱える負債の決済価額（いくらで負債を返済できるか）でバランス・シートに乗せることが重要なのである。要するに、国際会計基準の世界では「負債時価評価のパラドックス」は存在しない。

国際会計基準審議会（IASB）は、将来的には流動資産も固定資産（土地も工場も機械も）も、負債もすべて時価で評価する「全面時価会計」に移行することをゴールとしているようである。国際会計基準が「公正価値」を重視しているとか「公正価値会計」を目指しているようにいわれるが、そこでいう「公正価値（フェア・バリュー）」は「即時処分価値」であり「即時清算価値」に他ならない。

要するに、国際会計基準は、M&Aをかけようとする企業やファンドを「投資家」とみて、彼らが欲しがらる情報を提供しようというのである。

かつては他企業の買収（取得）といえ、自社にない製品や製法を持っているとか大きな市場を持っている企業をターゲットにした。それが今では、バランス・シートに表れない資産、例えば有力なブランド、大きな含みのある土地などを保有する企業を買収して、買収後に資産を切り売りして売却益を稼ぐような荒っぽい商法にとってかわっている。

3カ月ごとのグッド・ニュース

米国では3カ月ごとに経営成果を計算・報告してきた。四半期報告である。この国では四半期情報に株価が敏感に反応する。そのために経営者は、四半期ごとに何らかのグッド・ニュースかサプライズを市場に流さなければならない、と考える。投資家も、四半期ごとの利益を見て株を売ったり買ったりする。

わずか四半期（3カ月）かそこらでは本業の利益が大きく変動することはないし、四半期ごとに「前年同期よりも増益」「前四半期よりも増収」といったグッド・ニュースを報告できるわけではない。米国企業が盛んにM&Aを繰り返すのは、簡単に利益をひねり出せるからである（「時価会計」はもっと簡単に利益を作ることができる）。

他企業を買収するには収益力情報（その企業が每期どれだけの収益を上げてきたか）は要らない。どうせ買収した後は資産をバラバラにして切り売りするのだ。欲しい情報は、資産の売却価値である。米国でキャッシュ・フロー計算書が重視されるのも、キャッシュという、極めて流動性の高い資産の動きが企業財産の価値（清算価値）を知る有力な手掛かりになるとみられているからである。

こうした事情から、米国では損益計算書（収益力）よりも貸借対照表（財産価値）を重視するようになってきた。その傾向は、国際会計基準にストレートに反映されている。

原則主義は各国の実務を統一できるか 原則主義は最低限のルール

会計基準の設定における基本的な考え方として、「原則主義（プリンシプル・ベース）」

と「細則主義（ルール・ベース）」がある。原則主義とは、会計基準を作るときに、細かなルールを決めずに、基本的な原理原則（プリンシプル）だけを定め、それを実務に適用する場合には、各企業が置かれている状況に応じて、設定された基準の趣旨に即して解釈する。原則主義では、成文化される会社法や会計基準は、守るべき最低限のルールであって、そこに書かれているルールを守っただけでは必ずしも法や基準の目的が達成できるわけではない、といった考え方をする。企業が置かれている状況に応じて、必要なその他のルールや細則を自ら作り出すことが必要であったり、まれなケースでは、成文化されている法や基準の規定から「離脱」することさえ要求されることがあるのである。

原則主義は英国では伝統的な会計観であるのに対して、米国や日本の会計は細則主義を取ってきたために、原則主義にはなじみがない。

国際的汎用性

I F R S が原則主義を採用するのは、I A S B を英国がリードしてきたからだけではない。斎藤静樹前企業会計基準委員会委員長が指摘するように「I F R S も、国際的な汎用性をもつには原則主義に徹して各国制度との共存を図るほかはない」（『季刊会計基準』2007年6月）からであった。細かいルールを作れば、「総論賛成、各論反対」という国が増える。そこで、各国が賛成できる部分だけを切り取って基準とするしか、他に方法がなかったのである。

日本やアメリカは、「法や基準に書いてあることをすべて順守すれば財務報告の目的は達成される」といった理解をする。細則主義である。細則主義をとると、いきおい、法や基準には細かなことまで書かざるを得ない。日本の会計規範は、書物にして4,800ページ程度に収まっているが、同じ細則主義をとるアメリカのU S G A A P は25,000ページにもなるという。

その点、I F R S は、書物にして2,500ページ程度（薄手の紙なら1冊に収まる）にしかならない。日本語訳にしても、2,500ページ程度である。

増えるグレーの財務報告

現在、何らかの形でI F R S を採用・許容する国が110にも上るといふ。その理由の一つは、I F R S の原則主義にある。細かなことまで決められると、国ごとの経済・政治・宗教・歴史・・・が違ふことから準拠・順守できないルールもでてくるであろうが、原則主義であれば、国ごとの特殊性を残すことができる。多くの国がI F R S を採用・許容するのは、こうした原則主義の「自由度の高さ」にある。

経理の自由度が高まれば、各企業は、企業が置かれた実態にそぐわない細かなルールに縛られることなく、自らが置かれた状況に合わせた決算と財務報告ができるようになる。その反面、必ずしも適切とは言い難い、むしろグレーといえるような決算・報告が行われる可能性が高まるであろう。

2010年度先進業務事例視察報告

2010年11月5日に、16名の参加を得て、山梨県の富士吉田市に本店を構える都留信用組合と上野原市の北都留森林組合を視察しました。

当日は雲一つない好天に恵まれ、冠雪の富士山がその姿を裾野まですっきりと見せてくれました。

午前訪問した都留信用組合は理事長並びに常勤役員や幹部の方々が対応して下さり、地域密着型金融の具体策として地域力連携拠点事業や地域貢献事業の内容を伺いました。当組合はこのような地道な努力によって、営業地域内融資シェアは44%と地域になくてはならない存在になっております。

午後は、荒廃が指摘されている森林の実態を学ぶため甲斐東部木材団地と北都留森林組合「八重山・五感の森」を視察しました。この地域は多摩川と相模川の源流で大都会の人々の水資源を守る使命があります。しかし、樹木の伐採・搬送の停滞、輸入材との価格競争、国の補助金カット等数々の問題に直面しております。このような状況下で、新規採用と人材育成による販売部門の強化や消費者との接点の拡大など必死に努力されており、感銘を受けました。

なお、訪問先で対応された方々（敬称略・役職は訪問時）は下記通りです。改めて御礼申し上げます。

都留信用組合

渡邊征夫（理事長）、細田幸次（専務理事）、桑原賢次（常務理事）、石原正男（常勤理事）、渡辺龍雄（融資部長）、萱沼幾男（融資部副部長兼企業支援室長）、渡辺 優（経営企画部副部長）

北都留森林組合

長田助成（専務理事）、中田無双（参事）

徹底した狭域高密度取引・・・都留信用組合 地域貢献を重視して高い取引シェアを確保

協同金融研究会 前事務局長 生澤 博

秀麗な富士山全貌に感嘆

都留信用組合は、富士山の北麓、山梨県富士吉田市に本店があり、われわれが案内された応接室からは富士山の全貌が窓いっぱい広がって見える。ここ2、3日來の雨が雪に変わったのか、程よい冠雪に飾られた頂上から左右に広がる裾野まで、遮るものは何もなく秀麗な姿を見せ、全員感嘆する。お迎え頂いた理事長の「当組合最大のお持ち成しです。これだけの景観はなかなか見られません。昨日までは曇りで見えませんでした。日頃の心がけの良い皆様をお迎えして、御山もご機嫌いいいでしょう」との言葉に一同気を良くする。

山梨県認可第1号として戦後創業

当組合は営業区域を地元で“郡内”と呼んでいる都留地域の富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、南都留郡(富士河口湖町、西桂町、山中湖村、忍野村、鳴沢村、道志村)、北都留郡(小菅村、丹波山村)に限定し、道志村、小菅村、丹波山村の3村を除く4市2町3村に総

計 22 店舗を展開している。

2010 年 3 月末の現況は出資金 3,081 百万円、職員数 352 名、組合員数 46,787 名、預金残高 256,635 百万円、貸出金残高 171,322 百万円である。1952 年 3 月に山梨県認可第 1 号の信用組合として創立されたことを誇りにしており、『地域共生』こそ創業の精神であるとし、地縁人縁を大切にしている。組合の信条として「郷土のために生まれた都留信用組合は郷土と共に発展する。1. つるしんはみんなのもの 1. つるしんは信用に生きる 1. つるしんは常に前進する」を掲げている。1994 年 8 月上野原信用組合と合併した。

2000 年代に入って信用金庫・信用組合界に合併再編の潮流が全国的に強まり、山梨県でも信金は甲府信金と山梨信金に集約され、地元の大月信金が合併された。信用組合では 04 年 2 月に甲府中央、谷村、美駒、やまなみ、の 4 信組が合併して山梨県民信用組合となった。これは組合員の意思ではなく上からの方針で、当初計画では都留信用組合もこれに参加させる予定だった。しかし本店を甲府に置くということで、「それでは地元の金融機関がなくなる」と、都留信用組合は本店を郡内に置くよう主張し、頑強に反対して参加しなかった。こうした経緯もあって域内における「つるしん」への依存度・信頼が強まり、その後むしろ取引シェアが高まっているという。

融資シェアは地元地銀を凌ぐ

当組合では、再編計画に反発したこともあり、行政の厳しい処置に対抗するためには地元での支持が最大の防御策と考えている。そのために地域での取引シェアを重視している。

域内全体でのシェアは預金 31.92%、融資 44.17%で、地元地銀の山梨中央銀行の預金 43%、融資 30%に比し預金は及ばないが融資面で凌駕している。これは預金では地銀が大企業などの大口預金を集められるが、組合員に限られる信用組合は小口預金であるため量の面ではどうしても負けることになる。一方融資面では地銀があまり面倒を見ない中小零細企業や個人の需要にきめ細かく対応しているからである。その証拠に貸出の業種別内訳では個人(住宅、消費、納税資金等)が 56.1%を占めている。営業店所在市町村での融資シェアは富士吉田市 53.82%、西桂町 65.4%、忍野村 67.4%の高率である。

富士吉田市ではプロパンガスや新聞代金、小中学校の給食費等の公共料金の他、塾やスイミングスクールの会費に至るまで、各種料金の自振りの指定口座が都留信用組合となっていることから、取引軒数で見ると 70%を超えており、信用組合員になれない者を除外すればほぼ全戸取引と言える状況で、年金の受取口座の取引シェアは 80%を超えている。

この高率の取引を維持するには、それなりの工夫と努力がある。専門知識を有する職員の「年金アドバイザー」が年金相談に応じるほか、平日に来られない人のために日曜年金相談会を実施している。また河口湖ショッピングセンター内にはローン・年金相談コーナーを設け、平日、日曜の毎日 10 時 30 分～19 時各種ローンと年金の相談を受け付けている。

中小企業者のための「地域力連携拠点事業」

営業区域内の商工業者数は 15,699 事業所あるが、小規模企業者が 91.6%占めている。そこで関東経済産業局委託事業「地域力連携拠点事業」として「がんばる中小企業支援」体制を組み、地域における支援機関等と連携し、それらの力を総動員して、専門家派遣、マッチング支援、窓口相談、セミナー開催等のきめ細かい支援を行っている。連携機関は富士吉田市商工会議所、域内 9 市町村の全商工会、山梨県信用保証協会、山梨県富士工業技術センター、(財)やまなし産業支援機構、山梨県商工会連合会、特定非営利活動法人ものづくり支援機構、特定非営利活動法人経営支援 NPO クラブである。これらの機関とは、山梨県主催による連絡調整会議を随時開き、相談事項に応じた最適の知識・支援を提供できるようにしている。連絡調整は都留信用組合融資部企業支援再生室が担当している。相談窓口は当組合 22 店舗全店に設置しているほか、それをカバーし、より専門知識を提供するための中核拠点を 10 か所設置している。

個人取引として「生活者再生支援ローン」を 09 年 12 月から開始し、多重債務者救済にも

配意している。また農業者向け融資「ファーム 5000」の取扱いを 10 年 2 月から開始した。このように地域住民のニーズに応じてきめ細かく対応している。

「地域の支持こそが組合の安定につながる」との言葉が、信念に裏打ちされた自信として重く響き、秀麗な富士の姿のように感銘深かった。

北都留森林組合を訪ねて

(財)協同組合経営研究所 岩上 哲也

2010 年 11 月 5 日、山梨県の東部、大月市にある「甲斐東部木材団地」を訪問し、上野原市、小菅村および丹波山村の 1 市 2 村を管内とする北都留森林組合における地域資源の活用にかかる取組みについて説明を受け、その後「甲斐東部木材団地」および「八重山 五感の森」を視察した。その概要と所感を次に述べたい。

1 北都留森林組合

(1) 概要

1984 年 7 月 30 日に、丹波山村森林組合、小菅村森林組合および上野原町森林組合の 3 つの森林組合が合併し設立された。

管内の森林面積は、民有林：15,719ha(63.5%)、都有林：8,230ha(33.3%)、県有林：550ha(2.2%)、国有林外：222ha(1.0%)の計 24,721ha(100%)である。

組合員数は、正組合員：1,890 名、准組合員：47 名の計 1,937 名で、職員数は役員：20 名、監事 3 名、職員（事務）：3 名、職員（技能）：37 名である。

活動理念を「森を中心とした持続可能な流域循環型社会の実現」とし事業展開を行い、主な活動は、森林保全事業（植林・枝打・間伐・作業道整備・緑化・修景施業・流域活動等）、

林産物生産・販売（一般用材（丸太）・杭材・種苗・きのこ・オガ粉等）、森林林業・研修事業（青少年から一般の方まですべてを対象とした森林・林業体験教室の開催、企業の森活動、森林ボランティア指導等）、である。

(2) 特記事項

管内が、東京都を流れる多摩川、神奈川県を流れる相模川の源流に位置することから、上下流連携の推進の取組みおよび森林林業・研修事業にも力を入れ、都市住民等との交流も盛んである。

例) 小中学生向け林業体験、企業の森による社員教育等。

2 甲斐東部木材団地

平成 9 年、林業・木材産業の活性化とこれによる地域振興を目的とし、国と地方自治体、林業関係者と森林組合、木材加工業者、工務店、流通業者が、原木丸太、加工、流通を一ヶ所に集約させることで大幅な効率化を実現させ、高い精度と低価格な山梨県産材を提供できる体制を整備するために甲斐東部木材団地が創られた。

視察では、原木市場、加工施設、プレカット施設をそれぞれを見学した。

3 八重山 五感の森

ここは、昭和の初めに、上野原で生まれ育ち、上野原町と上野原小学校に、お世話になった恩返しとして寄付された方の名前にちなんで「八重山」と命名され、現在では、森の中に看板を設置したり、公衆トイレや駐車場も整備され、森林環境教育の森として、森に触れ合うことのできる市民のいこいの場としても利用されている。

視察では、間伐済みの林地や地主に連絡がとれず放置された状態にある林地のほか、林業体験などで使用する広場なども、林道を歩きながら見学した。

4 所感

私の所感は、ひとことで言えば「組織体・事業体としての協同組合の活動を通じて、丁寧に時間をかけて、同じ思いを持つ人のネットワークづくりをしている。」である。

森林・林業をめぐる環境は、国内産木材価格の低迷、荒廃林の増大など、厳しい状況の中で、首都圏に近い立地条件を活かし、従来からの森林保全事業や林産物の生産・販売事業に加え、新たな事業として森林林業・研究事業を立ち上げ、関係者の協力を得ながら軌道にのせていくなど、地域資源を生かす取り組みが、とても心に残った。

特に、印象に残った視察内容は、製材には、現場で組み立て時に必要となる記号「い五」が自動的に印字されるなど、今日のプレカット技術の水準の高さに正直驚いた。

最後になりますが、視察先では、私も含め、熱心に絶え間なく、次から次へと質問を繰り返す参加者に閉口せず、一つ一つ丁寧に対応した森林組合役員に厚くお礼申し上げます。また、今回の先進業務事例視察にかかわる関係者の皆様に、この場をお借りし、心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

緑の地 北都留森林組合を訪ねて

JAちばみどり 営農顧問 中原 純一

「森林を明るくきれいにする仕事人」、これが長田専務の名刺の肩書である。

「私たちは皆さんの飲む水の最初の一滴のところまで見に行くことができる、この安心感のために、私たちは欠かさず山に入っています」と語られた。

私は3年前の秋に研究会仲間で現地を訪れている。その時の印象があまりにも強く、この度の現地視察に加えませんかとお勧めした次第である。

森林組合の使命は、昨今森林の保育から利用の時代へ移りつつある。10数年前から多摩川や相模川流域に協議会ができて多くの住民が参加している。そこには行政や企業が加わって地域から「森を中心とした循環社会づくり」を支えていこうと運動が続いていると言う。この組合は長田専務のご方針で35人全員が職員、平成6年から若手の未経験者の募集を続けている。そのなかの一人が中田無双氏、前は技能職員として説明役だったが、もう参事に抜擢されていた。

晩秋の森は夕暮れが早い、私たちは急ぎ足で「八重山・五感への森」へと案内された。最近では地主が分からず手入れができない地区が広がっているとのこと苦勞話に実感がこもっていたが、山でたくさん汗をかいたその実感を子供たちに伝えたい、流域の消費者との交流も広げたいと活動の夢を語ってくれた。

その姿は、生命力あふれる「森ものがたり」を次世代に引き継ごうとする森の伝道師である。

我々はこの様な彼らの活動を支援するとともに、ここから自身としても学び、手がける都市農村交流事業などを一段進化させたい、日頃の働く汗・生産現場の思いが実感されてこそ、消費者の皆さんとも「生きる」活動の輪が広がると願っている。

富士山



研究会のお知らせ

第 99 回協同金融研究会のお知らせ

国連は 2012 年を「国際協同組合年」とすることに決定しました。これを契機に、国連は各国政府と協同組合関係組織に協同組合の社会経済開発に対する貢献の認知度を高め、発展を促進する取り組みを行うよう求めています。日本では日本協同組合連絡協議会（JJC）が中心となって本年 8 月に「2012 年国際協同組合年全国実行委員会」を結成し、協同組合の価値や現代社会で果たしている役割などについて広く国民に認知されるようにその実態を伝える取り組みを行うことにしています。

経済が停滞し、格差拡大が問題になっている状況下で、協同組織金融機関はどのように対応したらよいか、全国実行委員会の委員でもある聖学院大学大学院教授の富沢賢治氏にご講演をいただきます。

つきましては、皆様の積極的な参加と質疑をいただきたくご案内申し上げます。

1. 開催日：2011年1月21日（金）午後6時30分～8時30分
2. テーマ：国際協同組合年の意義と協同組織金融機関の課題
3. 報告者：富沢 賢治 氏
（聖学院大学大学院教授、2012 年国際協同組合年全国実行委員会委員）
4. 会 場：主婦会館 **プラザエフ** 5 階会議室（JR 四ッ谷駅麹町口下車徒歩約 1 分）
5. 参加費：1,000 円
6. 申込先：FAX ないし e-mail にて下記あてに参加申込みをお願いします。
協同金融研究会 事務局（笹野、小島）
【FAX】03-3262-2260 【e-mail】sasanotn@nifty.com

協同金融研究会第 8 回シンポジウムのお知らせ

第 100 回定例研究会記念シンポジウム

日 時：2011年3月5日（土）午後12時30分～5時

会 場：日本大学経済学部講堂（JR 水道橋駅下車 1 分）

テーマ：協同組織金融機関への期待と国際協同組合年

～協同組織金融機関の特性をどう発揮するか？～

記念講演：国際協同組合年と協同組織金融機関への期待

東京大学名誉教授・2012 年国際協同組合年全国実行委員会顧問 宇沢 弘文氏

各業態の報告：「協同組織金融機関はどう特性を発揮するか

～広域化・規模拡大と会員（組合員）との絆をどう築くか～」

報告者：信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合の各業態の現場からの報告を
いただく予定です。

全体討論：コーディネーター 日本大学商学部准教授 長谷川 勉氏

参加費：2,000 円（学生は 1,000 円）

シンポジウム終了後「懇親会」（参加費：3,000 円）

本シンポジウムにつきましては、詳細が決まり次第、別途ご案内いたします。

なお、お問い合わせは下記事務局までご連絡ください。

協同金融研究会 事務局【FAX】03-3262-2260【e-mail】sasanotn@nifty.com